○関東地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千九百九十九号調布都市計画道路事業三・四・十七号狛江仙川線

三　事業施行期間　自平成九年十一月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十二号調布都市計画道路事業三・四・二十六号多摩川三鷹線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	立体的区域の区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三鷹市北野二丁目四六七番二から同市牟礼二丁目一五番四地先まで	前	最大八一・〇〇メートル 最小〇・〇〇	キロメートル 〇・〇五〇	三鷹市北野二丁目四六七番二から同市牟礼二丁目一五番四地先まで	前	最大五一・〇〇メートル 最小〇・〇〇	キロメートル 〇・〇五〇
	後	最大八四・〇〇 最小〇・〇〇	〇・〇五〇		後	最大五四・〇〇 最小〇・〇〇	〇・〇五〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

立体的区域の区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三鷹市牟礼二丁目一五五一番四地先から同市牟礼一丁目一六〇六番四まで	前	最大八一・〇〇メートル 最小〇・〇〇	キロメートル 〇・一八〇
	後	最大九二・〇〇 最小〇・〇〇	〇・一八〇
三鷹市牟礼一丁目一六〇七番二から同市井の頭一丁目一三二七番二六まで	前	最大八一・〇〇 最小〇・〇〇	〇・四一五
	後	最大八七・〇〇 最小〇・〇〇	〇・四一五
東京都練馬区上石神井四丁目四六四番三から同区上石神井四丁目五三〇番六まで	前	最大七七・〇〇 最小〇・〇〇	〇・二二九
	後	最大八六・〇〇 最小〇・〇〇	〇・二二九
東京都練馬区上石神井四丁目五二七番四から同区石神井台二丁目一三六四番一一まで	前	最大七六・〇〇 最小〇・〇〇	〇・三五四
	後	最大八〇〇・〇〇 最小〇・〇〇	〇・三五四

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

立体的区域の区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三鷹市中原一丁目七一四番三から同市中原一丁目七七五番一六まで	前	最大八一〇・〇〇メートル 最小〇・〇〇	キロメートル 〇・二六六
	後	最大九二・〇〇 最小〇・〇〇	〇・二六六
三鷹市中原一丁目七八九番九から同市中原一丁目九七九番三九地先まで	前	最大八〇〇・〇〇 最小〇・〇〇	〇・一〇九
	後	最大八七・〇〇 最小〇・〇〇	〇・一〇九
調布市仙川町二丁目二番三一から同市若葉町一丁目一番一二まで	前	最大七四・〇〇 最小〇・〇〇	〇・三〇四
	後	最大七六・〇〇 最小〇・〇〇	〇・三〇四
東京都世田谷区成城四丁目一七五三番一から同区成城四丁目一九八五番八まで	前	最大七九・〇〇 最小〇・〇〇	〇・〇五〇
	後	最大三一・〇〇 最小〇・〇〇	〇・〇〇〇
東京都世田谷区成城四丁目二八七番二から同区成城三丁目一二七三番七まで	前	最大九三〇・〇〇 最小〇・〇〇	〇・三一五
	後	最大四八〇・〇〇 最小〇・〇〇	〇・二〇六

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所